

令和6年度 千葉県資源評価対象種

1 評価対象種

キンメダイ、コノシロ、サヨリ、スズキ、トラフグ、ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、マダイ、アサリ、クロアワビ、メガイアワビ、サザエ、ダンベイキサゴ、チョウセンハマグリ、イセエビ、コウイカ、マダコ及びタチウオの計19種は評価票を作成する。サトウガイ、バイ、ホンビノスガイ及びクルマエビの4魚種は評価票に準ずる資料を作成、アカカマス、アカムツ、イサキ、イシカワシラウオ、ムツ・クロムツ、シロギス、クロダイ、チダイ、ウチムラサキガイ、ナミガイ、マナマコ、サワラの計12魚種は漁獲量推移等の資料を作成し資源管理方策を検討するための資料とする（計35種）。

2 選定理由

資源評価対象種については、以下に示す「千葉県資源評価検討会議における資源評価基準」の「1 資源評価の対象とする水産資源の選定」の要件に基づき、下表のとおり選定した。

【資源評価基準による選定の要件】

- (1) 本県沿岸漁業の重要資源であること。
- (2) 既に資源管理協定や自主的な管理を含む資源管理の対象となるなど、資源管理の必要性が認識されていること。
- (3) 栽培漁業対象種や増殖場造成など、資源造成に係る取組が行われていること。
- (4) 資源評価に必要な漁獲統計情報及び生態的知見等があること。
- (5) 国際資源及び国の資源評価対象のうち回遊性の高い魚種は除く。

表 令和6年度資源評価対象種の一覧表

	魚種	選定の要件					選定理由等	総合 ^{*10} 判断			
		(1) ^{*1}		(2) ^{*2} 資源管理	(3) 資源造成	(4) 資源評価情報		(5) 国評価対象	R5	R6	
		生産量(トン)	金額(百万円)								
令和6年度資源評価対象種	キンメダイ	1,315	2,598	県方針・協定 地域計画(広域)		漁場ごとのCPUE	○ ^{*3}	(1)、(2)、(4)に該当	A	A	
	コノシロ	1,328	229	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、(4)に該当	A	A	
	サヨリ ^{*6}	10	26	県方針	産卵床設置	漁獲量	×	(1)、(3)、(4)に該当	A	A	
	スズキ	1,082	614	県方針・協定		標本船CPUE	○	(1)、(2)、(4)に該当	A	A	
	トラフグ ^{*6}	23	93	県方針・協定	試験放流	漁獲量	○	(1)～(4)に該当	A	A	
	ヒラメ・カレイ類	ヒラメ	348	415	県方針・協定 地域計画(広域)	種苗放流	資源量	○	(1)～(4)に該当	A	A
		マコガレイ ^{*4}	119	63	県方針・協定	種苗放流	標本船CPUE	○	(1)～(4)に該当	A	A
	マアナゴ ^{*6}	134	78	県方針・協定 地域計画(地域)		標本船CPUE	○	(1)、(2)、(4)に該当	A	A	
	マダイ	290	234	県方針・協定 地域計画(広域)	種苗放流	漁獲量	○	(1)～(4)に該当	A	A	
	アサリ	108	79	地域計画(地域)	種苗放流	資源量	○	(1)～(4)に該当	A	A	
	アワビ類	クロアワビ	30	674	県方針・協定 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に該当	A	A
		メガイアワビ	29	346	県方針・協定 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に該当	A	A

魚種	選定の要件						選定理由等	総合 ^{※10} 判断		
	(1) ^{※1}		(2) ^{※2} 資源管理	(3) 資源造成	(4) 資源評価情報	(5) 国評価対象		R5	R6	
	生産量(トン)	金額(百万円)								
サザエ	154	140	県方針 地域計画(地先)	母貝放流	CPUE	○	(1)～(4) 該当	A	A	
ダンベイキサゴ	105	79	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(1)、(4) に該当	A	A	
チョウセンハマグリ	1,403	1,739	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	○	(1)～(4) に該当	A	A	
イセエビ	238	1,531	県方針・協定 地域計画(地域)	増殖場	CPUE	○	(1)～(4) に該当	A	A	
コウイカ ^{※6}	16	21	県方針・協定	産卵床設置	標本船CPUE	×	(1)～(4) 該当	A	A	
マダコ ^{※5}	104	110	県方針		CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
タチウオ	1,268	790	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、 (4)に該当	B	A	
サトウガイ	0	0	地域計画(地域)		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	B	B	
バイ	8	4		産卵基 質設置 試験放流	漁獲量	×	(3)に該当 (4)に不足	B	B	
ホンビノスガイ	324	79	県方針・協定 地域計画(地域)		漁獲量	×	(1)に該当 (4)に不足	B	B	
クルマエビ	1	5	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(1)～(3)に該 (4)に不足	B	B	
アカカマス ^{※7}	69	52	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)に該 (4)に不足	C	C	
アカムツ	17	63	県方針・協定		漁獲量	×	(1)、(2)に該 (4)に不足	C	C	
イサキ	183	122			漁獲量	○	(4)に不足	C	C	
イシカワシラウオ	0	0	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	C	C	
シロギス ^{※6}	12	32	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	C	C	
タイ類	クロダイ	92	46			漁獲量	×	(4)に該当	C	C
	チダイ	78	22			漁獲量	×	(4)に不足	C	C
ムツ・クロムツ ^{※9}	76	179	県方針		漁獲量	×	(1)、(2)に該 (4)に不足	C	C	
ウチムラサキガイ	1 未満	1 未満	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	C	C	
ナミガイ	39	24	県方針・協定		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	C	C	
マナマコ ^{※8}	33	35	県方針・協定		漁獲量	○	(2)に該当 (4)に不足	C	C	
サワラ	289	253	県方針・協定		漁獲量	○	(1)、(2)、 (5)に該当	D	D	

- ※1 (1)漁獲情報(トン、百万円)は主に R4 農林水産統計年報、キンメダイ(金額は推定値)、サヨリ、マアナゴ、アワビ類 (クロアワビ、メガイアワビ)、九十九里貝類(サトウガイ、チョウセンハマグリ及びダンベイキサゴ)、コウイカ、トラフグ、バイ、ホンビノスガイ、アカカマス、アカムツ、イシカワシラウオ、シロギス、ムツ・クロムツ、ウチムラサキガイ、ナミガイ及びマナマコは R4 県調べ
- ※2 (2)資源管理の「県方針・協定」は県資源管理方針(以下、「県方針」という)及び県方針に基づく資源管理協定、「地域計画」は前述の協定以外での自主的な資源管理の計画等(非明文含む)を指す。計画の各範囲は「(広域)」は、千葉県含む複数県で、「(地域)」は県内全域又は一部地域で、「(地先)」は各漁協等の計画等で資源管理が行われているもの。
- ※3 キンメダイは平成 28 年度から国による資源評価が実施されているが、回遊の範囲が限定的であることから引き続き県においても各漁場での資源評価を行う。
- ※4 マコガレイの生産量・金額は「かれい類」の数値であり、マコガレイのみの数値の場合には大きく減少する。
- ※5 マダコの生産量・金額は「たこ類」の数値。
- ※6 マアナゴ・コウイカ・サヨリ・トラフグ・シロギスの生産量・金額は一部の漁協を除く数値。
- ※7 アカカマスの生産量・金額は明確に「アカカマス」として区分されている一部漁協の数値。
- ※8 マナマコの生産量・金額は漁獲情報DBによるが、銚子市漁協は全てオキナマコと考えられるため除外。
- ※9 ムツ・クロムツの生産量・金額は「ムツ」「クロムツ」「ムツ類」を対象に集計。
- ※10 総合判断:R6 A:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が得られている(評価票を作成)
B:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が一部不足(評価票に準ずる資料を作成)
C:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が不足(漁獲量推移等の資料を作成)
D:県での評価、管理の優先順位が高くない。または困難
(サワラについては国による資源評価が公表されるまでは暫定的に漁獲量推移等の資料を作成)
- ※11 評価票を作成する魚種については、原則として評価票を公開することとし、その他の魚種についても、検討を進める。